

小金井市子供会育成連合会会則

- 第 1 条 (名 称) この会は「小金井市子供会育成連合会」(略称「市子連」)と名し事務所を会長宅に置く。
- 第 2 条 (目 的) この会は子供会および子供会育成団体相互の連携を保ち、共に協力して子供会の活動を援助し、健全な発展を期することを目的とする。
- 第 3 条 (会 員) この会は小金井市内の子供会と子供会を育成する団体および単位子供会に協力・支援する個人をもって組織する。
- 第 4 条 (事 業) この会と前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1、子供会および団体相互の連絡と親睦。
2、子供会指導者と育成者の研修。
3、子供会活動の経費援助と活動場所等の確保。
4、ジュニア・リーダーの育成と組織及び活動の充実。
5、子供会活動における安全の確保と対応の充実。
6、会の広報活動と子供会活動に関する調査・研究。
7、子供会育成関係機関と関係団体との連携。
8、その他必要な事業。
- 第 5 条 (組 織) この会を運営するため次の機関を置き、これらの召集(開催)は会長が行う。
1、総会 2、理事会 3、役員会
- 第 6 条 (総 会) 1、定期総会は毎年5月に開催し、次のことを審議決定する。
イ) 年度事業報告 ロ) 年度会計決算(安全連絡会会計も含む) ハ) 年度事業方針
ニ) 年度会計予算(安全連絡会会計も含む) ホ) 役員を選任 ヘ) 会費の改定
ト) 会則の変更 チ) その他の重要事項
2、臨時総会は役員会が必要とするとき、または、理事の3分の1以上が署名をもって開催を求めるとき開くことができる。
3、総会は加盟子供会の代表者1名、加盟育成団体の代表者1名、および理事・役員で構成し、委任状も含め3分の2以上の出席で成立する。役員は総会における表決権を持たない。
4、総会の議長、副議長は役員以外の出席者の中から選出する。
- 第 7 条 (理事会) 1、理事会は年3回開催し、総会で決定した事業の進行、予算の執行を審議し、必要に応じ役員へ提言を行う。
2、理事会は役員改選に際し、会員の中から役員候補者を選出し、総会に推薦する。その方法については別に定める。
3、理事会は役員会から提案された指導委員、相談役、顧問の就退任を審議し、決定する。
4、理事会は役員(会計監事を除く)、理事、指導委員で構成する。
5、理事会は理事の3分の1以上が開催を求めるときに開くことができる。
- 第 8 条 (役員会) 1、役員会は総会で決定された事業方針、予算執行と事業目的のため必要とする事項を処理し会の発展を計る。
2、役員会は年間の事業方針、予算案及び年間事業報告、決算案を作成し総会の承認を受けなければならない。
3、役員会は子供会活動の経験豊富な人を指導委員に推薦し事業活動の推進に協力を得ることができる。
4、役員会の構成は会長、副会長、会計、各ブロック代表、書記、安全連絡会担当、リーダー担当、事務担当とする。
- 第 9 条 (役 員) 1、役員は会長1名、副会長若干名、会計2名、ブロック代表5名、書記2名、安全連絡会担当2名、リーダー担当若干名、事務担当1名、会計監事2名、とする。
2、会長はこの会を代表し会務を統括する。
3、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
4、会計は予算の執行資金の運用、決算案および予算案の作成を行い、これらについて必要に応じ、役員会、理事会に報告を行う。

- 5、ブロック代表は各ブロックと役員会相互の連携を図る。
- 6、書記は総会、理事会、役員会の会議を記録し、広報を担当する。
- 7、安全連絡会担当は安全会業務の実施をはかり「小金井市子供会育成連合会安全連絡会規定」の円滑な運用を行う。
- 8、リーダー担当はジュニア・リーダー及びシニア・リーダーの指導育成を担当する。
- 9、事務担当は役員会の決定による事務処理、会員段階相互の連絡斡旋、外部関係機関、団体との連絡調整をおこなう。
- 10、会計監事は会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- 11、指導委員はブロック活動、単位子供会活動を助け、研修事業を担当する。
- 12、各役員の任期は2年として再任を妨げない。

- 第 10 条 (理事)
- 1、理事の選出は小金井市を5ブロックに分け、各ブロックから4名とする。その内訳は子供会から2名、育成団体から2名とする。各ブロックの理事の選出方法は別に定める。
 - 2、5ブロックとは一小・南小ブロック、二小・本町小ブロック、三小・緑小ブロック、四小・前原小ブロック、東小(一部南小区域を含む)ブロックをいう。

- 第 11 条 (安全連絡運営委員会)
- 子供会活動を充実・発展させるため安全連絡運営委員会を組織し運営する。そのための細則は別に定める。

- 第 12 条 (会計)
- 1、会を運営し事業活動を推進するための経費は次のもので賄う。
イ)会費。 ロ)補助金。 ハ)助成金。 ニ)寄付金。 ホ)その他。
 - 2、会費は子供会員1名につき年額100円とし、育成団体会費は1子供会につき年額1,000円とする。
 - 3、会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

- 第 13 条 (会の設立)
- 本会の設立年月日は昭和38(1963)年2月11日とする。

- 付 則
- この会則は昭和49年8月1日から施行する。
- この会則は昭和52年5月21日から施行する。
- この会則は昭和54年4月1日から施行する。
- この会則は昭和59年6月21日から施行する。
- この会則は昭和63年(1988)5月26日から施行する。
- この会則は平成元年(1989)5月30日から施行する。
- この会則は平成3年(1991)5月28日から施行する。
- この会則は平成5年(1993)5月25日から施行する。
- この会則は平成12年6月1日から施行する。
- この会則は平成14年6月1日から施行する。
- この会則は平成15年6月1日から施行する。
- この会則は平成18年6月1日から施行する。
- この会則は平成19年6月1日から施行する。
- この会則は平成28年5月26日から施行する。
- この会則は令和4年(2022)5月31日から施行する。

小金井市子供会育成連合会ブロック会議に関する規定

- 第 1 条 小金井市子供会育成連合会(略称「市子連」)会則第10条第1項により本規定を設ける。
- 第 2 条 本規定は市子連会則第10条2項にいうブロック内単位子供会の活動の指導とそれを補佐する地区活動の強化を目的とする。
- 第 3 条 1、前条の目的を達成するため各ブロックごとにブロック役員会を設ける。
2、ブロック役員会の構成は小金井市子供会育成連合会(市子連)の役員を中心とする。
3、育成団体の2名については育成団体の代表者もしくは育成団体の子供会担当役員とし、育成団体を持たない子供会については当該子供会が選任した代表とする。
4、育成団体から選出の理事1名をブロック代表とし、市子連役員とする。子供会から選出の理事1名を会計とする。選出は互選による。理事の任期は2年とし再任は妨げない。改選は4月に行う。
- 第 4 条 ブロック役員会は次のことを行う。
1、ブロック内単位子供会役員(指導世話人)によるブロック会議の開催。
2、ブロック内育成団体代表者、もしくは子供会担当役員との懇談会の開催。
3、ブロック内単位子供会役員(指導世話人)を対象とする見学会、研修会の実施。
4、ブロック内統一行事への協力。
5、その他子供会活動活性化のため必要とされる事業。
- 第 5 条 前条の活動を行うための経費は、1. 小金井市子供会育成連合会から支給されるもの、2. その他、によって賄い、収支については年度末に小金井市子供会育成連合会会計担当役員へ文書での収支報告をする。
- 付 則 この規定は昭和49年8月1日から施行する。
この規定は昭和63(1988)年5月26日から施行する。
但し、施行前に選出されている常任理事、理事、幹事については任期満了まで第3条第4項の適用を受けない。
この規定は平成5年(1993)5月25日から施行する。

小金井市子供会育成連合会役員推薦規定

- 第 1 条 小金井市子供会育成連合会(市子連)会則第7条第2項により本規定を設ける。
- 第 2 条 各ブロックの代表をもって、推薦委員会を組織し、互選または選挙により推薦委員長を選出、審議は推薦委員長のもとに行う。
- 第 3 条 推薦委員会は役員候補となった本人を含め関係者から意見を聞くことができる。
- 第 4 条 推薦委員会の決定は多数決とし(可否同数の場合は推薦委員長が決定)理事会に報告承認の上、推薦委員長は総会へ推薦する。
- 第 5 条 推薦委員会は報告した役員候補が総会で承認されたときをもって解散する。
- 第 6 条 推薦委員が在任中に役員候補となり続いて役員となった場合当該役員の任期は2年以内とする。
- 付 則 この規定は昭和63年(1988)5月26日から施行する。
この規定は平成 3年(1991)5月28日から施行する。
この規定は平成 5年(1993)5月25日から施行する。

小金井市子供会育成連合会表彰規定

- 第 1 条 この規定は子供会活動に特に功労があったものの業績をたたえることとし今後における子供会活動の振興を
(目的) はかることを目的とする。
- 第 2 条 表彰の対象は次のとおりとする。
(被表彰 1、団体表彰 子供会とし、多年にわたり継続して活動しその業績が顕著で他の模範として推奨するに値するもの。
団体(者)) 2、個人表彰 指導者・育成者とし、多年にわたり継続して子供会活動の指導または育成に従事し、その功績が
顕著であるもの。
- 第 3 条 1、会長は、推薦委員会から推薦された団体(者)を表彰する。
(表彰) 2、表彰は、表彰状または感謝状を授与して行い、記念品を贈呈することができる。
3、表彰の時期は毎年3月に行う。ただし、会長が必要があると認めたときは臨時または随時または別に定める
月に行うことができる。
- 第 4 条 推薦は、会長・副会長・理事および事務担当者をもって構成する推薦委員会で行う。
(推薦)
- 第 5 条 本表彰規定にもとづかない表彰並びに感謝状の贈呈等を行う場合は、その都度推薦委員会の議を経て決定
(その他の する。
表彰など)
- 第 6 条 本会は国および都の子ども会連合会の表彰規定にもとづく候補者についても推薦する。
(その他)
- 付 則 この規定は昭和53年3月31日から施行する。

小金井市子供会育成連合会安全連絡会規定

- 第 1 条 (名称) この規定は小金井市子供会育成連合会(以下市子連)会則11条により設けられるもので、小金井市子供会育成連合会安全連絡会(以下安全連絡会)規定という。
- 第 2 条 (会員・準会員) (会員)安全連絡会は市子連加入の会員をもって構成する。就学前3年以内の幼児については保護者と単位子供会に入会している場合のみ、安全連絡会に加入できる。
(準会員)保護者が止むを得ず3歳未満の乳幼児を同伴して行事に参加する場合等、所属する単位子供会の承認があれば、その乳幼児は安全連絡会準会員として全国子ども会安全共済会に加入することができる。乳幼児が行事に参加する場合には全国子ども会安全共済会に加入している保護者または祖父母または親族の同伴が必須となる。
- 第 3 条 (目的) 安全連絡会は市子連に加入する子供会の活動が充実・発展するため必要とする、安全思想の普及と具体的指導、活動中に起きた事故に対する会員への見舞金の支給を目的とする。
2、事故とは会員が子供会活動に参加中に生じた負傷(死亡も含む)をいう。
- 第 4 条 (事業) 前条にいう目的遂行のため以下の事業を行う。
1、子供会活動における安全確保のための研修・広報活動の実施。
2、事故防止のため安全指導講習会の実施。
3、事故発生にかかわる見舞金の支給。
4、全国子ども会連合会(以下全子連)が運営する全国子ども会安全共済会事業の活用。
5、民間損害保険会社が行う保険事業の活用。
6、目的達成のため必要とするその他の事業。
- 第 5 条 (支給対象) 前条の3項にいう見舞金の支給対象は、安全連絡会に加入する子供会が、予め安全連絡会事務担当者に提出した活動計画に基づく活動を実施中(全子連・都子連・市子連の主催・共催・協賛・協力事業等への参加、会議への出席も含む)に起きた会員の事故とする。ただし全国子ども会安全共済会の共済金対象外になった場合の事故を対象とする。
2、これには会員の居宅と行事に参加するための集合・解散地点を結ぶ往復中の事故も含む。
- 第 6 条 (支給額) 見舞金の支給額については次の通りとする。
事故の内容によってその都度運営委員会が検討し決定する。支給額の上限を100,000円とする。
2、診断書を必要とする場合の補助金は全国子ども会安全共済会の支払う文書料の上限を超える場合その差額を補助金として支給する。ただし2,000円を上限とする。
- 第 7 条 (会費) 全国子ども会安全共済会会費は東京都子ども会連合会の決定に準ずる。
2、納入された全国子ども会安全共済会会費の返済は行わない。
- 第 8 条 (加入手続) 市子連加入の単位子供会が、所定の書式による加入申し込み者名簿と活動計画書に加入人数分の全国子ども会安全共済会会費をそえて、市子連安全連絡会担当者に提出し必要事項の確認を受け当該担当者によって受理されたとき完了したものとする。
2、新年度の加入手続きについては、全国子ども会安全共済会の規定に準ずる。
3、新規加入・追加加入、並びに追加行事計画の手続きは、毎月15日をもって締切り、翌月1日からの適用とする。
4、子供会加入者が、他の子供会に移動する場合はその都度当該担当者に連絡する。
- 第 9 条 (会計) 安全連絡会が必要とする経費は、イ)市子連本会計からの補助、ロ)委託契約者(全国子ども会安全共済会・損害保険会社等)から安全連絡会に支払われる手数料、ハ)その他の収入によって賄う。
2、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。
3、会計の監査は市子連の会計監事が行う。
- 第 10 条 (役員) 安全連絡会に次の役員を置く。
会長(市子連会長が兼務)。副会長1名(市子連副会長が兼務)。事務担当(市子連安全連絡会担当役員が兼務)。
2、会長は安全連絡会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。事務担当は年度事業計画の立案・遂行、年度予算の立案・執行、その他運営に必要な一切の業務を行う。
- 第 11 条 (運営委員会) 安全連絡会を運営するために委員会を設ける。運営委員会の構成は第10条にいう役員のほか、ブロック代表5名と市子連事務担当を加えたものとする。
- 第 12 条 安全連絡会の年度事業計画、年度予算は市子連の総会の承認を得なければならない。

(事業・予算)

第 13 条 共済金給付の請求は次の手続きを必要とする。

- (請 求)
- 1、事故発生後負傷者の所属する単位子供会の責任者は速やかに安全連絡会事務担当に事故の概要を連絡しなければならない。事務担当不在の場合は会長、市子連事務担当、副会長の順とする。
 - 2、所定の書式による事故報告書は、事故発生日を加えた7日以内に安全連絡会事務担当へ提出しなければならない。
 - 3、前項のほか全国子ども会安全共済会、または契約損害保険会社へ別途書類送致が必要とされる場合は、安全連絡会事務担当の指示により、必要書類を整えなければならない。

第 14 条 安全連絡会が支給する見舞金は運営委員会にて決定された後、速やかに支給する。

- (支 給)
- 2、ただし前条3項の場合、全国子ども会安全共済会からの共済金についてはこの限りではない。
 - 3、損害保険会社から支払われる保険金も同様である。

第 15 条 本規定の運用に当たり疑義が生じた場合の裁定は市子連役員会が行う。

(解 釈)

第 16 条 この規定の改廃は市子連役員会が安全連絡会の提案を受け議案として理事会・総会へ提出、承認を得なければならない。

付 則 この規定は昭和57年(1982)4月1日から施行する。

平成元年(1989)5月30日改正。

平成4年(1992)5月29日改正。

平成10年(1998)4月1日から施行する。

平成11年(1999)4月1日から施行する。

平成15年(2003)4月1日から施行する。

平成18年(2006)4月1日から施行する。

平成19年(2007)4月1日から施行する。

(「安全管理運営委員会」を「安全連絡会」に名称変更に伴い小金井市子供会育成連合会会則一部改正。)

平成23年(2011)4月1日から施行する。

平成24年(2012)4月1日から施行する。

平成28年(2016)5月26日から施行する。

令和4年(2022)5月31日から施行する。

令和6年(2024年)5月23日改正、同日から施行する。